

みどりヶ丘排水ポンプ設備更新工事

特記仕様書

令和8年6月

岡山市下水道河川局下水道経営部下水道河川計画課

目 次

第1章	総則	1
第2章	機械設備	8
§ 1	みどりヶ丘排水ポンプA	8
§ 2	みどりヶ丘排水ポンプB	9
§ 3	みどりヶ丘排水ポンプC	10
第3章	電気設備	11
§ 1	概 要	11
§ 2	該当機器	11
§ 3	機器仕様及び施工内容	11
§ 4	その他	11

第1章 総則

第1節 一般事項

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書（以下「本仕様書」という。）は、「みどりヶ丘排水ポンプ設備更新工事」に使用する。

尚、本工事は、請負契約書、設計図書、本仕様書に準拠し、機器の製作並びに据付けをし、定められた期間内に優秀な技術で施工するものとする。

尚、本仕様書に記載がない事項については、仕様書等一覧及び監督員の指示によるものとする。

(法令・条例等の適用)

第2条 本工事に関係ある法令・条例等は良くこれを遵守し、必要な届出手続等は予め、監督員に関係書類を提出し、その承認を得た後、受注者がこれを代行する。これらに要する費用は、特別に設計書等指示指定したもの以外は全て受注者の負担とする。

(疑義)

第3条 本工事契約後、本仕様書並びに添付図書に疑義を生じた際は、監督員と協議を行うものとする。

(機器材料の選定)

第4条 本工事に使用する機械器具及び材料は全て新品とし、本市の承認した製品とする。同種の製品部品等は完全な互換性を有するものでなければならない。

特に明示のないものについては、市場で優良と認められ、それぞれの目的に合致し、かつ均衡を得た製品であること。

又、JIS等、各種法規・規格に制定されているものは、これらに適合しなければならない。

主要機器については、受注者の自社製品とする。ただし、本市が承認した場合は、この限りではない。

なお、機器の選定は、受電設備の容量を確認したうえで行うこと。

(機器寸法・配置)

第5条 特記仕様書並びに設計図書に記載する機器の寸法は、参考寸法を示し承認図により決定する。機器の配置は設計図面の通りとする。

尚、機器の目的機能上及び維持管理上、設計の仕様変更が適切と思われる場合は、予め書類にて監督員の承認を得てから、設計・製作・据付けに取りかかること。

又、測量等の現場調査を充分に行い工事の完璧を期すること。

(提出書類)

第6条 受注者は、契約後速やかに一般仕様書等に従い必要書類、図面等を提出すること。

(その他提出物)

受注者は、請負代金が500万円以上の工事については、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報システム（コリンズ）に工事实績情報を登録することとする。

登録に際しては、事前に「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえで、「登録内容確認書」を監督員に提出しなければならない。

登録内容確認書の提出期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- (2) 変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。

(施工管理)

第7条 現場代理人は、工事現場に常駐し、監督員の監督を受け、施工管理、材料、機器の保管並びに現場従業員等の取締り、及び工事に関する一切の事項を処理すること。

尚、本設備工事進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、受注者の責任と義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な工事の進捗につとめること。

関連業者との協力等

受注者は、工事施工にあたって関連業者との連絡を密にして工事の進捗を図ると共に、工事限界責任区分については、相互に協力し全体として支障のない設備とすること。

工程会議

受注者は、本工事の円滑な進捗を図るために必要と認められるときに、または、監督員の指示する時は工程会議を開催し、必ず出席すること。

尚、本会議のほか全て打合せ会議の際は、その都度議事録等を作成し、監督員に2部提出して承認を得ること。

(損傷部補修)

第8条 本工事施工に際し、建造物・機器等を損傷しないよう充分注意すること。

もし損傷した場合は、監督員の指示に従い同程度以上の資材をもって、速やかに原形に復旧すること。

(災害防止等)

第9条 本工事施工に当たっては、労務者等現場従業員の安全、災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法・労働安全衛生規則等の作業保安規定に絶対違反することのないよう特に留意し、施工すること。

尚、工事中第三者に危害等を与えた場合は、受注者の責務において誠意をもって解決すること。

(検査・試験)

第10条 本工事に使用する機器、材料のうち特に指示するものは、製作工場等において監督員立会いのうえ検査及び試験を行い、その試験成績表を提出すること。

本工事に使用する器具材料は、全て現場搬入の都度監督員の検査を受け、これに合格したものを使用すること。

本工事に使用する機器はすべて部分払の対象とする。

本工事終了に際しては、竣工期日前に各設備の機能その他の試験を行い、これに合格しなければならない。

(竣工及び引渡し)

第11条 現場の据付後、速やかに試運転を行い記録すること。引渡しは、本市検査員の検査に合格した後に行うものとする。

引渡し完了までの機器保管の責任は、受注者が負うものとする。ただし、社会通念上受注者の責に帰すべき事由でないと認められる時はこの限りではない。

付属品、補修用品類は、長期間の保管ができるよう木箱に入れるか、確実な格納包装をして納入すること、又必要に応じて保管上の説明書をつけること。

尚、それぞれの数量等については、完成引渡し時に本仕様書に基づき取り揃えること。

(保証期間)

第12条 本工事の保証期間は引き渡し完了後2年とする。

万一保証期間中に受注者の責任に帰すべき原因による事故が発生した場合には受注者は、無償にて直ちに管理者の指定する期間内に改造補修又は、新品と交換すること。

尚、上記の期間経過後といえども重大な故障を生じた場合は、協議のうえ、無償にて修理を行うこともあり得る。

(跡片付け)

第13条 受注者は、工事完了に際し、監督員の指示に従い工事現場の整理、整頓等跡片付け及び清掃を行うこと。

(施工計画)

第14条 受注者は、着手届提出に先立ち、現地の状況、関連工事等について綿密な調査を行い、現地の状況を十分に把握のうえ施工計画書（工程管理、現場組織表、仮設計画、施工管理、品質管理等を具体的に定めたもの。）を作成し、監督員に提出しなければならない。

なお、受注者は施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合、その都度、当該工事に着手する前に、変更に関する事項について変更計画書を監督員に提出しなければならない。

建設資材等の現場搬入に際しては、監督員の指示する搬入方法、経路に基づき、搬入計画を作成し、監督員の承認を得ること。

本施設は出水期（6～10月）における降雨時での排水を行う施設であるため、本工事の据付撤去作業については11月1日以降に行うものとし、出水期における排水機能を損なわないよう作業計画を行うこと。

(届出・手続き等)

第15条 必要な届出・手続き等は、予め監督員に関係書類を提出し、その承認を得た後、受注者がこれを代行すること。これに要する費用は特別に設計書に指定したもの以外はすべて受注者が負担すること。

(据付け・施工)

第16条 搬入に際しては、事前に搬入計画を提出し、監督員の承認を得ること。

工場検査、試験に合格した機器は、完全に梱包して現場に搬入し、監督員の指示に従い設計図書等に基づき誠実、確実な据付を期すること。

機器の据付けに当たっては、完全に芯線を合わせ水平垂直の正確を期し、芯出しを行い監督員の承認を得ること。

付属機器の据付位置は、機器の機能上、維持管理上最も有利と認められる位置を選定すること。但し、本事項が設計内容と異なる場合は、予め監督員と協議の上その承認を得ること。

機器・機材の運搬、据付け、組立てに当たっては危険のないよう十分注意し、

特に保安を最重視し、常に現場の整理、整頓に努めること。

図面、仕様書等に明記がなくとも受注者の責任と負担において本工事の機能を満足させること。

機器・機材の搬入時には、既存及び周辺施設に悪影響がないよう十分留意し、必要に応じて覆工板・敷鉄板等にて養生を施すこと。

重量の大きい機器の搬入に際しては、日程、搬入方法、据付方法等施工要領をとりまとめ、予め監督員と協議の上その承認を得ること。

その他は、一般仕様書等によること。

(塗 装)

第17条 塗装の仕様は、本仕様書に明記のないものについては、一般仕様書等によること。

(性能確認運転)

第18条 性能確認運転は、実負荷等による機能・性能の確認等の試験であり、本工事の工期内に行い、その実施内容は次による。なお、工期内に行うことが難しい場合は、実施時期を監督員と協議の上、決定すること。

- (1) 設備及び機器の連携運転による機能・維持管理性の確認及び調整
- (2) 維持管理職員に対する運転操作、保安点検方法等の基礎的指導

(官公庁・関係機関への手続等)

第19条

- (1) 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- (2) 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書のためにより実施する。ただし、これにより難しい場合は、監督員の指示を受ける。
- (3) 受注者は、岡山市環境保全課、消防署等に対して必要申請書類等の事前確認を行い、申請書類の作成及び提出を行う。
- (4) 受注者は、前項に規定する届出等の実施にあたっては、その内容を記載した書面により事前に監督員に報告する。

(環境条件等)

第20条 当該施設の環境条件は、次に示すとおりである。

(1)騒音規制について

当排水機場は特定施設には該当しないため騒音規制法は対象外である。

当排水機場の騒音については機器更新であるために特定施設とはならないが、出来る限りの騒音抑制に努めること。

(2)PCBについて

変圧器、蛍光灯等安定器、コンデンサー等を撤去する場合はPCBが使用されていないかを確認して使用の有無について監督員に書面にて報告すること。なお、電路から取り外したPCB使用機器は特別管理産業廃棄物にあたるので、法律に従いPCB廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭発生の防止措置を講じ、「PCB汚染物」の標示をすること。保管場所については、監督員の指示に従うこと。

(3)アスベストについて

有資格者による事前調査を行い書面にて報告すること。アスベストが使用されていることが確認できた場合は関係法令に従い届出、除去、処分を行うこと。

(4)その他

その他環境条件等についても受注者の責において確認し対応すること。

(機器・装置の固定方法)

第21条 機器・装置の支持及び固定は、構造物及び基礎に堅固に固定し、移動、転倒及び損傷が生じないように、耐震対策を考慮した設計及び施工とすること。

機器・装置のアンカーボルト等について、機器承諾時に耐震計算書を提出し承諾を得ること。また、あと施工アンカー施工後は、監督員立会のもと非破壊検査(引張試験)を行うこと。

※耐震計算書については「一般財団法人日本建築センター 建築設備耐震設計・施工指針(最新版)」により計算、確認を行うこと。なお、地域係数の値は「1.0」とすること。

仕様書等一覧（最新版を適用すること。）

- (1) 一般財団法人日本建築センター 建築設備耐震設計・施工指針
- (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
同標準図 同監理指針
- (3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
同標準図 同監理指針
- (4) 岡山市土木工事共通仕様書
- (5) 国土交通省総合政策局公共事業企画調整課 機械工事共通仕様書（案）
- (6) 日本産業規格（JIS）
- (7) 日本標準規格（JES）
- (8) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (9) 日本電機工業規格（JEM）
- (10) 電気設備技術基準
- (11) 電気内線規定（JEAC 8001）
- (12) 労働安全衛生規則
- (13) 消防法（危険物規定）
- (14) 岡山市消防法令関係規定集
- (15) 土木学会コンクリート標準仕様書
- (16) その他関係法令・規格・規定等

第2章 機械設備

§ 1 みどりヶ丘排水ポンプA

1. 使用目的

本雨水ポンプは、スクリーンを通過後にし渣等除去した雨水を排水するために設置するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1). 形式	着脱式水中ポンプ エポキシ樹脂塗料3回塗(200 μ m程度), 着脱装置, チェーン(SUS304 \times 6m)含む	(既設) 川本製作所 QBJ-1506L-7.5
(2). 製造番号		(既設) H-662151
(3). ポンプ口径	ϕ 150 mm	(既設) ϕ 150 mm
(4). 吐出量	4.0 m ³ /min程度(参考)	(既設) 4.0 m ³ /min
(5). 全揚程	6.0 m程度(参考)	(既設) 6.0 m
(6). 電動機種類	三相誘導電動機	(既設) 三相誘導電動機
(7). 定格出力	7.5kW(参考)	(既設) 7.5kW
(8). 定格電圧	200V	(既設) 200V
(9). 数量	1台	(既設) 1台

3. 整備内容

ポンプ、吐出配管及び逆止弁を更新する。

4. 交換部品

ポンプ本体以外の交換部品は下記のとおりであり、材質は下記のもの又は同等以上とする。なお、契約後下記以外に交換が必要な部品が発見された場合は、本市と協議のうえで行うこととし変更の対象とする。ただし、軽微な部品については受注者の負担で取替えを行うこと。

(交換部品一覧)

部品名称	仕様	数量	備考
逆止弁	150A \times 10K, 鋳鉄製	1個	
2フランジ [°] 偏心レジューサー SUS	300A, 150A, 620L, 250H, 10K	1個	
全面フランジ [°] パッキン	300A, 10K	1枚	
全面フランジ [°] パッキン	150A, 10K	2枚	
絶縁ボルト・ナット		1式	

5. 使用条件

取扱液は、河川水とする。

§ 2 みどりヶ丘排水ポンプB

1. 使用目的

本雨水ポンプは、スクリーンを通過後にし渣等除去した雨水を排水するために設置するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1). 形式	着脱式水中ポンプ エポキシ樹脂塗料 3 回塗 (200 μ m 程度), 着脱装置, チェーン (SUS304 \times 6m) 含む	(既設) クボタ KS-DN
(2). 製造番号		(既設) 1C09380101
(3). ポンプ口径	ϕ 150 mm	(既設) ϕ 150 mm
(4). 吐出量	4.0 m ³ /min 程度 (参考)	(既設) 3.0 m ³ /min
(5). 全揚程	6.0 m 程度 (参考)	(既設) 3.0 m
(6). 電動機種類	三相誘導電動機	(既設) 三相誘導電動機
(7). 定格出力	7.5kW (参考)	(既設) 5.5kW
(8). 定格電圧	200V	(既設) 200V
(9). 数量	1 台	(既設) 1 台

3. 整備内容

ポンプ、吐出配管及び逆止弁を更新する。

4. 交換部品

ポンプ本体以外の交換部品は下記のとおりであり、材質は下記のもの又は同等以上とする。なお、契約後下記以外に交換が必要な部品が発見された場合は、本市と協議のうえ交換を行うこととし変更の対象とする。ただし、軽微な部品については受注者の負担で取替えを行うこと。

(交換部品一覧)

部品名称	仕様	数量	備考
逆止弁	150A \times 10K, 鋳鉄製	1 個	
2 フランジ 偏心短管 SUS	150A, 500L, 150H, 10K	1 個	
全面フランジパッキン	150A, 10K	3 枚	
絶縁ボルト・ナット		1 式	

5. 使用条件

取扱液は、河川水とする。

§ 3 みどりヶ丘排水ポンプC

1. 使用目的

本雨水ポンプは、スクリーンを通過後にし渣等除去した雨水を排水するために設置するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1). 形式	着脱式水中ポンプ エポキシ樹脂塗料3回塗(200 μ m程度), 着脱装置, 銘板含む	(既設) ツルミ 80B43.7-61
(2). 製造番号		(既設) ST-10226244
(3). ポンプ口径	ϕ 80 mm	(既設) ϕ 80 mm
(4). 吐出量	1.0 m ³ /min 程度 (参考)	(既設) 1.0 m ³ /min
(5). 全揚程	10.0 m 程度 (参考)	(既設) 10.0 m
(6). 電動機種類	三相誘導電動機	(既設) 三相誘導電動機
(7). 定格出力	3.7kW (参考)	(既設) 3.7kW
(8). 定格電圧	200V	(既設) 200V
(9). 数量	1台	(既設) 1台

3. 整備内容

ポンプ、吐出配管及び逆止弁を更新する。

4. 交換部品

ポンプ本体以外の交換部品は下記のとおりであり、材質は下記のもの又は同等以上とする。なお、契約後下記以外に交換が必要な部品が発見された場合は、本市と協議のうえで交換を行うこととし変更の対象とする。ただし、軽微な部品については受注者の負担で取替えを行うこと。

(交換部品一覧)

部品名称	仕様	数量	備考
逆止弁	80A \times 10K, 鋳鉄製	1個	
VP	75 \times 4m	2本	接手含む
全面フランジパッキン	80A, 10K	3枚	
絶縁ボルト・ナット		1式	

5. 使用条件

取扱液は、河川水とする。

第3章 電気設備

§ 1 概 要

本章は、みどりヶ丘排水ポンプ設備更新工事に含まれる電気設備の施工内容を示す。

§ 2 該当機器

1. 水位計 5個
2. ポンプ盤部品更新 1式

§ 3 機器仕様及び施工内容

1. 水位計（取替）

- 1) 数 量 5個
- 2) 形 式 フロート式（レベルレギュレーター）
- 3) コード長 0.75sq-3C 13m
- 4) 施工内容

既設の水位計の取替えを行う。取替後に動作確認を行うこと。なお、撤去品については受注者にて処分すること。

2. ポンプ盤部品更新

1) 更新部品及び数量等

（更新部品一覧）

部 品 名 称	仕 様	数 量	備 考
漏電遮断器	3P 100/60A 100mA (AL 付き)	1 個	端子カバー含む
電磁開閉器	7.5kW 200V サーマルリレー付き	1 個	
変流器	40/5A	1 個	
電流計	0-40/5A	1 個	
進相コンデンサ	200V 100 μ F	1 個	

2) 施工内容

既設ポンプ盤の部品更新を行う。取替後に動作確認を行うこと。なお、撤去品については受注者にて処分すること。

§ 4 その他

1. 必要に応じて配線及び接続作業に必要な調整、仮移設、復旧作業を行うこと。
2. その他上記に伴う軽微な諸作業を行うこと。